

北海道告示第 10764 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第 125 条の 6 第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成 30 年 8 月 24 日

北海道知事 高 橋 はるみ

ほたて貝養殖業 遠別、羽幌